

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和7年12月24日作成	令和5年7月1日作成	
<p>法 令 名 :自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(8-5)</p> <p>根 拠 条 項 :第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法 第75条第2項</p> <p>処 分 概 要 :自動車の使用制限命令</p> <p>原権者(委任先):千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め :自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)</p> <p>処 分 基 準 :別添のとおりである。</p>	<p>法 令 名 :自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(8-5)</p> <p>根 拠 条 項 :第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法 第75条第2項</p> <p>処 分 概 要 :自動車の使用制限命令</p> <p>原権者(委任先):千葉県公安委員会</p> <p>法 令 の 定 め :自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)</p> <p>処 分 基 準 :別添のとおりである。</p>	
問い合わせ先:交通部交通指導課 電話043-201-0110	問い合わせ先:交通部交通指導課 電話043-201-0110	
備 考:	備 考:	日付の修正

改正後	改正前	備考
<p>別添 自動車の使用制限命令の処分量定の基準 使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。</p> <p>1 用語の定義 この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 処分対象行為 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の6に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車運転代行業者等の違反行為をいう。</p> <p>(2) 処分事情 次に掲げる事情をいう。 ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去1年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（以下「法」という。）第117条の2第2項第1号若しくは第2号、<u>法第117条の2の2第2項若しくは法第118条第2項第3号（法第75条第1項第5号に係る部分に限る。）</u>の違反行為をし、又は過去1年以内に2回以上、<u>法第118条第2項第3号（法第75条第1項第2号に係る部分に限る。）</u>若しくは第4号、<u>法第119条第2項第4号若しくは法第119条の2第2項の違反行為をした者であること。</u></p> <p>イ 自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為（随伴用自動車については、法第118条第2項第1号若しくは第2号又は<u>法第119条第2項第1号の違反行為に限る。）</u>をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、</p>	<p>別添 自動車の使用制限命令の処分量定の基準 使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。</p> <p>1 用語の定義 この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 処分対象行為 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の6<u>第1号及び第2号</u>に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車運転代行業者等の違反行為をいう。</p> <p>(2) 処分事情 次に掲げる事情をいう。 ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去1年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（以下「法」という。）第117条の2第2項第1号若しくは第2号、第117条の2の2第2項<u>第1号から第3号まで</u>、<u>第118条第2項第3号若しくは第4号</u>、<u>第119条第2項第4号</u>、<u>又は第119条の2の4第2項</u>の違反行為をした者であること。</p> <p>イ 自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為（随伴用自動車については、<u>道路交通</u>法第118条第2項第1号若しくは第2号又は第119条第2項第1号の違反行為に限る。）をし、よって交通事故を起こして人を死</p>	<p>警察庁通達に合わせ修正</p> <p>警察庁通達に合わせ修正</p> <p>用語の修正</p> <p>警察庁通達に合わせ修正</p>

改正後	改正前	備考
<p>若しくは傷つけ<u>たこと</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2から3 (2)まで (略)</p> <p>(3) 処分量定の方法</p> <p>ア 点数計算の方法</p> <p>処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。</p> <p>イ 処分期間の量定</p> <p>処分期間の量定は、<u>前</u>アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。</p> <p>(4) 政令で定める基準との関係</p> <p><u>前</u>(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される令第26条の6にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。</p>	<p>亡させ、若しくは傷つけ、<u>又は建造物を損壊したこと</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2から3 (2)まで (略)</p> <p>(3) 処分量定の方法</p> <p>ア 点数計算の方法</p> <p>処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。</p> <p>イ 処分期間の量定</p> <p>処分期間の量定は、<u>前記</u>アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。</p> <p>(4) 政令で定める基準との関係</p> <p><u>前記</u>(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される令第26条の6<u>第1号及び第2号</u>にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。</p>	<p>正</p> <p>用語の修正</p> <p>用語の修正</p> <p>警察庁通達に合わせ修正</p>

改正後		改正前		備考
別表2 交通事故に付する点数		別表2 交通事故に付する点数		
交 通 事 故 の 種 別	点 数	交 通 事 故 の 種 別	点 数	
死 亡 事 故	40点	死 亡 事 故	40点	
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点	傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点	警察庁通達に合わせ修正
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	20点	傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	20点	
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	10点	傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	10点	
		建 造 物 損 壊 事 故		